

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 十和田市 (都道府県: 青森県)
 本事業の担当部局名 企画財政部政策財政課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)			
個別事業名	十和田市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和3 年度
対象経費支予算額 ※(注)1	16,500,000 円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 本市の婚姻件数及び婚姻率は、長期的にみると減少傾向にあり、ここ数年における婚姻件数は約200件で推移し、婚姻率は4.0を下回っている状況にある。 そのような状況を踏まえ、出会い・結婚に希望と喜びを持てる社会的機運の醸成と、地域や職域を越えた支援活動を推進するための具体的施策を盛り込んだ「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を平成28年2月に策定し、出会い・結婚の支援に取り組んでいる。 結婚を希望する人の出会い・結婚の支援を行うとともに、引き続き、新婚世帯の結婚に伴う経済的負担の軽減を図ることにより、少子化対策の推進につなげるものである。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「十和田市まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略」において、「～十和田ではぐくもう人間愛を～結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標のひとつとし、若い世代が希望どおりに結婚し子どもが持てるように、出会いから結婚、妊娠から出産、子育てに至るまで切れ目のない貫いた支援を充実するとともに、子どもや子育てを地域全体で見守り、継続して支援できる環境づくりを進める。 また、具体的な施策・事業として、①出会い・結婚の支援、②安心して子どもを産み育てられる環境づくりを掲げ、出会いから結婚、出産・子育てに至るまで、各分野における民間企業・団体との連携調整のうえ、長期的視点に立った施策の検討を進める。 本事業は、上記に掲げる①出会い・結婚の支援に位置付けられる。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までの期間中に婚姻届を提出し、婚姻届を受理された世帯で、夫婦のいずれも婚姻前後に本市に住所を有し、補助金を申請するときまで引き続き本市に住所を有していること。 ・夫婦共に市区町村税に滞納がないこと。 ・市が開催する新婚世帯向けのセミナーを受講すること。 				

2. 申請見込			
①新規世帯見込	33	世帯	
上記のうち	ともに29歳以下	20	世帯
【積算根拠】			左記以外 13 世帯
令和5年度支給見込み世帯数			
①23件 × ②142% = 32.7件 ≒ ③33件 33件			
①令和3年度支給実績、令和4年度支給見込みの平均…23件			
②39歳以下の世帯のうち、所得400万円未満→500万円未満世帯数の増加率（令和3年国民生活基礎調査より）			
A:新規対象世帯のうち、夫婦ともに29歳以下（最大60万円補助）			
③33件 × ④55% = 18件 ≒ ⑤20件 20件			
④令和3年支給実績中、夫婦共に29歳以下(11件)の割合…55%			
B:新規対象世帯のうち、上記以外（最大30万円補助）			
③33件 - ⑤20件 = 13件 13件			
【令和4年度申請状況】			
〔令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月〕			
申請 見込 世帯数 23 世帯			
②継続補助見込	継続補助実施の有無	有	
見込世帯数	2		世帯
対象経費支出予定額	600,000		円
3. 広報の実施予定			
・広報紙、ホームページ、フェイスブック、メールマガジンでの情報発信			
・市民課窓口での情報提供（チラシ配布：250枚）			

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	婚姻率		4.6 (令和6年)	3.6 (平成30年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.39 (平成25年~29年)	
	婚姻件数	件	182 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	60	10
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	67
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページやおもりの出会いサポートセンターでの広報について協力を依頼し、幅広く周知を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	引越事業者等や十和田市婚活応援サポーター（個人・企業・団体）にチラシ配架等の協力を依頼し、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。